

公益法人移行認定申請及びそれに伴う定款の一部変更等について

1. 公益社団法人への移行認定申請

社団法人日本広報協会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 44 条の規定による公益社団法人への移行認定を受けるため、同法第 103 条の規定に基づき申請する。

認定を受けた後の法人の名称：公益社団法人日本広報協会

2. 定款及び各種規程の一部変更

定款及び各種規程を一部変更し、別紙案の通り規定する。総会承認後の定款変更案及び各種規程変更案の軽微な修正対応については、理事長に一任する。

3. 役員の報酬の総額

役員の報酬総額の上限を下記の通り定める。ただし、本案は、整備法第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から効力を発する。

(1)理事の報酬の総額を年 24,000,000 円以内とする。

(2)監事の報酬の総額を年 1,000,000 円以内とする。



## 公益社団法人日本広報協会定款（案）

### 第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益社団法人日本広報協会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

### 第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、国、地方自治体その他公共の利益に資することを目的として設置された団体、組織等が、その活動の基盤となる情報発信、情報収集、コミュニケーション等をより効果的・効率的に行うための広報・広聴活動を支援し、その向上を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広報・広聴活動に関する調査・分析・研究とその公表及び公開に関する事業
- (2) 団体、組織等の要員の能力開発に関する事業
- (3) 広報・広聴活動の企画・立案・実施を支援する事業
- (4) 広報・広聴活動に関する評価・顕彰事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

### 第3章 会員

（法人の構成員）

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して次条の規定により入会した個人または団体
- (2) 準会員 この法人の事業に賛同して次条の規定により入会した個人または団体
- (3) 賛助会員 本会の事業に賛同して次条の規定により入会し、4万円以上の会費を支払う個人または団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める額を毎年度支払う義務を負う。ただし、災害対策基本法第2条に規定する「災害」、原子力災害対策特別措置法第2条に規定する「原子力災害」その他の大規模な災害を被災する等、上記の金額の支払いが著しく困難となった正会員及び賛助会員については、申告により支払いの免除措置を受けることができる。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款の規定に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年間履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額及びその支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員は、総正会員の 10 分の 1 以上の議決権をもって、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した代表理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 12 名以内
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を理事長、1 名を常務理事とする。

3 前項の会長及び理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条

第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事、又は補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として受けることができる。

2 理事及び監事には、総会において別に定める基準に従い、その職務を行うために必要な費用を支払うことができる。

(任意の機関の設置)

第 26 条 この法人に、任意の機関として名誉会長 (1 名)、顧問 (若干名)、参与 (若干名) 及び必要に応じて広報アドバイザーを置くことができる。

2 名誉会長は長年にわたりこの法人の会長を務めた者をあてる。

- 3 顧問及び参与は学識経験者のうちから理事会の決議によって任期を定めた上で選任する。
- 4 広報アドバイザーは学識経験者の中から理事会の決議により会長が委嘱する。
- 5 名誉会長、顧問、参与及び広報アドバイザーは、次の職務を行う。
  - (1) 名誉会長は、会長及び理事長の相談に応じること。
  - (2) 顧問は、理事会から諮問された事項について意見を述べること。
  - (3) 参与は、この法人の事業に関する専門的事項について理事会に助言し、また、理事会から特に命じられた事項を処理すること。
  - (4) 広報アドバイザーは、この法人及び会員等の依頼に応じて広報・広聴に関する調査・研究、技術指導、コンサルティング等を行うこと。
- 6 名誉会長、顧問及び参与に対して、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 7 名誉会長、顧問及び参与には、理事会により別に定める基準に従い、その職務を行うために必要な費用を支払うことができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 執行理事の職務の監督
- (3) 会長、理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 理事は、自己の職務の執行状況を、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(事務局)

第 32 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議により選任する。
- 4 事務局長は、理事会の命を受け、本会の事務を行う。

## 第 7 章 アドバイザー会議

(アドバイザー会議の設置)

第 33 条 この法人に、事業の円滑かつ効果的な推進を図るためアドバイザー会議を置く。

- 2 前項の会議は、理事（2 名以内）及びアドバイザー（5 名以内）をもって構成する。
- 3 アドバイザーは、広報アドバイザーの中から理事会の決議によって任期を定めた上で選任する。
- 4 会議の任務及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

## 第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号の書類については、定時総会に報告するものとし、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については定時総会の承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類  
(公益目的取得財産残額の算定)

第 37 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は石原信雄、石和田洋とする。

3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 公益社団法人日本広報協会役員の報酬規程（案）

### （目的）

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第25条の規定に基づき、公益社団法人日本広報協会の役員（理事及び監事）の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

### （報酬及び通勤手当）

第2条 役員には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 当協会を主たる勤務場所とする役員（以下「常勤役員」という。）の報酬は、年俸とする。
- 3 常勤役員には、報酬のほか、通勤手当を支給することができる。
- 4 役員のうち、常勤役員でない者（以下「非常勤役員」という。）に対しては、日当報酬を支払う。

### （報酬の支払方法）

第3条 役員は、その金額を通貨で、直接本人に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員は、その金額を控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 常勤役員は、月割りにより毎月支給する。

### （報酬の支払日）

第4条 常勤役員は、その月の月額全額を毎月16日に支給する。ただし、支給日が休日にあたるときは、公益社団法人日本広報協会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第5条の規定に準じて支給する。

### （報酬の決定基準）

第5条 常勤役員は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表1に基づきその職務、資格、勤務日数等を勘案して、理事会の決議により決定する。

- 2 前項の規定に関わらず、会長は、当協会の財務状況及び常勤役員等の職歴を勘案し、報酬を減額することができる。
- 3 非常勤役員の日当報酬は、別表2に基づき決定する。

### （通勤手当）

第6条 通勤手当を支給する場合には、職員給与規程に規定する通勤手当の支給要件に該当する者に支給する。

- 2 通勤手当の月額は、職員給与規程に規定する額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(日割計算)

第7条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬(通勤手当を除く。以下この条について同じ。)を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日までを支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人日本広報協会の設立の登記の日(平成〇年〇月〇日)から施行する。

別表1 常勤役員の年俸

単位：円

	勤務日数（日／週）				
	5	4	3	2	1
理事長	12,000,000	9,600,000	7,200,000	4,800,000	2,400,000
常務理事	10,800,000	8,640,000	6,480,000	4,320,000	2,160,000
理事	10,200,000	8,160,000	6,120,000	4,080,000	2,040,000

別表2 非常勤役員の日当報酬

1日当たり 20,000円



## 任意機関の報酬規程（案）

### （目的）

第1条 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第26条6項、同7項の規定に基づき、名誉会長、顧問、参与、広報アドバイザー（以下「任意機関」という。）の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

### （報酬及び通勤手当）

第2条 任意機関には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 参与の報酬は、年俸とする。
- 3 参与には、報酬のほか、通勤手当を支給することができる。
- 4 名誉会長、顧問及び広報アドバイザーには、「役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払規程」により謝金を支払う。

### （報酬の支払方法）

第3条 任意機関の報酬は、その金額を通貨で、直接本人に支払うものとする。ただし、法令に基づき任意機関の報酬から控除すべき金額がある場合には、その任意機関に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 任意機関が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 参与の報酬は、別表に定める年俸を月割りにより毎月支給する。

### （報酬の支払日）

第4条 参与の報酬は、その月の月額を毎月16日に支給する。ただし、支給日が休日にあたるときは、公益社団法人日本広報協会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第5条の規定に準じて支給する。

### （通勤手当）

第5条 通勤手当を支給する場合には、職員給与規程に規定する通勤手当の支給要件に該当する者に支給する。

- 2 通勤手当の月額を、職員給与規程に規定する額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

### （日割計算）

第6条 新たに参与になった者には、その日から報酬（通勤手当を除く。以下この条につい

て同じ。)を支給する。

2 参与が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 参与が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日までを支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人日本広報協会の設立の登記の日（平成〇年〇月〇日）から施行する。

別表 参与の年俸

単位：円

勤務日数（日／週）				
5	4	3	2	1
6,000,000	4,800,000	3,600,000	2,400,000	1,200,000



## 役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払規程（案）

### （講師等謝金）

第1条 名誉会長、顧問、アドバイザー、当協会の役員（理事、監事）のうち当協会を主たる勤務場所としている役員以外の者（以下「非常勤役員等」という。）が、当協会の主催するセミナー、シンポジウム、講演会、委員会またはこれに類する会合（以下「セミナー等」という。）の講師、委員等を務めたときは、1回当たり10万円を限度として謝金を支払うことができる。

### （原稿執筆謝金）

第2条 非常勤役員等が、当協会の発行する月刊誌または書籍に執筆したときは、第三者が執筆した際に支払われる執筆謝金に相当する金額を限度として執筆謝金を支払うことができる。

### （講師派遣謝金）

第3条 非常勤役員等が、他の依頼によるセミナー等の講師を務め、依頼元から講師派遣料を収受したときは、講師派遣事務取扱要領に準じて謝金を支払うことができる。

### （補則）

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事（会長・理事長）が別に定める。

### 附則

この規程は、公益社団法人日本広報協会の設立の登記の日（平成〇年〇月〇日）から施行する。



## 公益社団法人日本広報協会入会及び退会規程（案）

### （目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本広報協会（以下「この法人」という。）定款第6条、第8条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

### （入会手続）

第2条 この法人の正会員または賛助会員になろうとする個人または団体は、所定の入会申込書をこの法人に提出しなくてはならない。

2 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会が決定する。

（1）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）（以下「認定法」という。）第6条第1号の事由に該当する個人ではないこと。

（2）認定法第6条各号の事由（第2号を除く）に該当する団体ではないこと。

### （会員名簿）

第3条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録する。

2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び範囲について、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、適切に取り扱わなくてはならない。

### （会費）

第4条 会費の金額及び納期並びに減免に関する扱いについては、理事会の決議により定める会費納入規程によるものとする。

### （退会）

第5条 会員は、退会を予定する日の1ヶ月前までに退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 定款第9条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

### （補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

### 附則

この規程は、公益社団法人日本広報協会の設立の登記の日（平成〇年〇月〇日）から施行する。